

豊川市建設工事請負業者格付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負業者（以下「業者」という。）の格付の方法及び基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(格付する業種)

第2条 格付を行う業種は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土木一式工事 (土木工事業)
- (2) 建築一式工事 (建築工事業)
- (3) 電気工事 (電気工事業)
- (4) 管工事 (管工事業)
- (5) 水道施設工事 (水道施設工事業)
- (6) 舗装工事 (舗装工事業)
- (7) その他の工事 (法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類で前各号以外の工事業)

(格付の対象業者)

第3条 格付の対象業者は、入札参加資格審査申請書を提出し、資格を認定された業者とする。

(格付の方法)

第4条 格付は、法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の総合評定値により行う。

(格付の基準)

第5条 格付の基準は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、創業して満2年を経過していない業者については、D等級に格付ける。ただし、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(格付の有効期間)

第6条 格付は、2年に一度の定時受付にあっては、その年の4月1日から、次期の定時受付による入札参加資格の決定の前日までとする。随時受付にあっては、入札参加資格の決定の日から次期の定時受付による入札参加資格の決定の前日までとする。

(格付の名簿)

第7条 市長は、格付を行ったときは、その内容を公表するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、格付について必要な事項は、豊川市入札等審査委員会において定める。

附 則

この要綱は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

2 市長は、この要綱の施行の日前においても、この要綱に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 市長は、この要綱の施行の日前においても、この要綱に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（格付基準）

等級 業種	A	B	C	D
土木一式工事 （土木工事業）	750点以上	750点未満 620点以上	620点未満	
建築一式工事 （建築工事業）	720点以上	720点未満 590点以上	590点未満	
電気工事 （電気工事業）	640点以上	640点未満		
管工事 （管工事業）	640点以上	640点未満		
水道施設工事 （水道施設工事業）	580点以上	580点未満		
舗装工事 （舗装工事業）	740点以上	740点未満		
その他の工事	640点以上	640点未満		

※ 数値は、経営事項審査の総合評定値とする。